

米国における Textualism と判例の動向

—— 文言解釈か趣旨解釈か？ ——

今 村 隆

目次	
第1 問題の所在	55
第2 Textualismの意義	56
第3 最高裁判事とTextualism	62
第4 Textualismの最高裁判例への影響	64
第5 Textualismに対する評価	
—我が国へのインプリケーション	73
第6 結び	75

第1 問題の所在

Kagan判事は、2010年に最高裁判事に就任したが、2015年のハーヴァード大学でのManing教授との対話で「我々は、現在、皆textualistである。」と述べている⁽¹⁾。Kagan判事は、最高裁判事になる前は、Harvard大学で行政法の教授を努めていたが、Textualismには理解を示しつつも、趣旨解釈を重視する立場である。それにもかかわらず、Kagan判事が上記のとおり発言したのは、最高裁において、Textualismが優勢であることを指摘するものと考えられる。なお、本稿では、「最高裁」というのは、特段のことがない限り、米国の連邦最高裁判所のことである。

確かに、現在の最高裁判事のうちの保守派の6人は、全員Textualismを標榜している。Textualismは、元々は、Scalia判事の提唱に係るものである

が、後継者というべき保守派の判事達の間でも、Textualismの意義について争いがあり、必ずしも統一されたものではない。

そこで、本稿においては、Textualismの意義を検討し、Textualismが影響を与えた最高裁判例を検討する。Textualismは、厳格な文言主義(Literalism)ではなく、趣旨解釈も認める立場である。しかし、その場合でも条文のテキストを重視し、議会での立法経緯等の立法資料(legislative history)を参照しない立場であることに特徴がある。そのようなことから制定法の解釈のあり方について、Textualismの立場を採るか否かによって文言解釈によるべきか趣旨解釈によるべきかが判例で争われている。ただ、最高裁判例は、そのような単純な二元的な対立ではなく、多数の要素を検討していると考えられる。そこで最高裁判例を分析するに当たり、イエール大学教授のEskridgeが提唱している「法解釈の実用的推論モデル」を用いることとする。このモデルについては、後に第4で詳しく述べる。

さらに、Textualismの影響を受けた最近の重要な判例としては、Chevron原則の適用に関し、同原則を全面的に否定した2024年のLoper Bright事件最高裁判決がある。この最高裁判決は、Textualismと制定法の解釈の関係についての大き

(1) Harvard Law School, The 2015 Scalia Lecture | A Dialogue with Justice Elena Kagan on the Reading of Statutes, <https://youtu.be/dpEtszFT0Tg> [<https://perma.cc/6HMD-727M>]

なテーマの一つである。このテーマについては既に別稿⁽²⁾で論じているものの、本稿では、制定法の解釈のあり方についての判例として、この事件をも取り上げてTextualismの米国最高裁判例への影響を検討する。

第2 Textualismの意義

まず、Textualismの意義や米国の判例でよく用いられる解釈規則 (canon) について論じることとする。

1 Scalia判事の見解

Scalia判事は、1986年から2016年まで30年近く最高裁判事を務めたが、Textualismについての見解は、1997年に出版された『A Matter of Interpretation』で述べられている。この本は、2018年に改訂版が出版され、2023年に邦訳も出版されている⁽³⁾。本稿では、この邦訳に基づいて、Scalia判事の見解を検討する。

(1) 強い目的論に対する批判

Scalia判事は、1980年台からTextualismを提唱するようになった。Scalia判事が、Textualismを提唱するのは、「強い目的論 (strong purposivism)⁽⁴⁾」と呼ばれる考え方に反対するからである。すなわち、法の「精神」が「文言」に優先するという考え方である。制定法よりも判例の積み重ねにより形成された法理論を重視するとのコモン・ローの考えに基づく考え方である。このアプローチでは、ある訴訟が議会の意図、期待、または明白な「立法の全体的な政策」と矛盾する結果につながる場合、裁判所

は「最も明確な法文でさえも変更」できるとする。このアプローチは、有名な1892年のHoly Trinity事件最高裁判決⁽⁵⁾で示されている。これは、1885年の外国人契約労働法が、「いかなる者」も「いかなる外国人又は...いかなる外国人...を米国に...労働又はいかなる種類の役務を履行させる」ことを目的とした「契約又は合意」を結ぶことを禁じていたことから問題となった。ニューヨーク州にある聖トリニティ教会は、英国人と契約して主任牧師として渡米してもらうこととしたが、これに対し、連邦政府が罰金を科したとの事案である。

最高裁 (Brewer判事執筆) は、この法律は、立法経緯からみて、安価な非熟練労働を禁止する趣旨であり、教会が英国人牧師と契約を結ぶことを禁じるものではないとした。Brewer判事は、その際上院委員会報告書に依拠したが、その後外国人契約労働法案がその後議論されて修正されたことから信頼性の乏しい立法資料であった⁽⁶⁾。Scalia判事の立法資料に対する不信感はこのからも由来している。

Scalia判事は、このような強い目的論として、上記Holy Trinity事件最高裁判決を例に挙げ、このようなアプローチは制定法の解釈に反するとし、民主主義に反するおそれがあるとするものである。

一方で、Scalia判事は、Textualismが厳格解釈主義 (strict constructionism) と違おうとし、第4の2のSmith事件最高裁判決を例に挙げる⁽⁷⁾。さらに続けて、Scalia判事は、「良いtextualistは、literalistではない⁽⁸⁾」として、Textualismは、厳格な文言主義 (Literalism) とは、異なりテキストの文脈を重視

(2) 拙稿「Loper Bright事件最高裁判決とCorner Post事件最高裁判決の検討」租税研究2025年6月号184頁

(3) Antonin Scalia, “A matter of Interpretation New Edition” (Princeton University Press, 2018). 本書は、邦訳として、アントニン・スカリア (高畑栄一郎訳) 『法解釈の問題』(勁草書房2023年) が出版されている。本稿では、高畑翻訳の該当ページを引用することとする。

(4) 「強い目的論」というのは、Manningの表現である。

(5) Holy Trinity v. United States, 143 U.S. 457 (1892)

(6) William N. Eskridge, James J. Brudney & Josh Chafetz, “Legislation and Statutory Interpretation 3rd. ed.” (Foundation Press, 2022), at 339

(7) スカリア・前掲法解釈37-38頁

(8) スカリア・前掲法解釈38頁

するとした。

(2) 立法資料や議会の意図の無視

ここまでの議論は、制定法の解釈に当たり、制定法の文言や文脈といった意味論的なアプローチを尊重するとの立場であり、一般にも受けられる考え方であるが、Scalia判事のTextualismの特徴は、制定法の立法資料（legislative history）や立法者の意図は参照しないとするものである。

その理由とし、Scalia判事は、制定法の解釈は立法者の主観的意図ではなく客観的意図であるとし、「この客観された意図を用いる理由は、思うに、立法者が公布したことではなくその意図したことをもって法律の意味を決定することが民主的な統治や公正な統治とも両立しないためである。」⁽⁹⁾とする。また、Scalia判事は、「支配するのは法律であって、立法者の意図ではない。このことは、マサチューセッツ州憲法に示された有名なアメリカの理念の本質、すなわち人の支配ではなく法の支配と思えるのだ。人はそのしたいことを意図できるが、我々を拘束するのは人々が制定する法律だけである。」（下線筆者）⁽¹⁰⁾とする。さらに、Scalia判事は、「もし裁判所の解釈の目的が議会の意図を確定することだという原理を認めるのなら、…黙示の立法意図を究明するという口実や自己欺罔の下、コモン・ロー裁判官は、コモン・ローから制定法の領域へその法創造のクセを広げることで、自らの目的と欲望を実際に追求してしまうことだ。」⁽¹¹⁾とする。

そのためScalia判事のTextualismは、制定時の立法担当者の意思ではなく、当時の国民の考えを尊重するのである。

(3) 憲法における原意主義

一方、Scalia判事は、憲法が広範なフレーズとなっていることから憲法の解釈は法律の解釈とは異なるとするものの、憲法のコモン・ロー的な解釈を許すべきではないとし、憲法が制定された当時の原意（original intent）に基づき解釈すべきとする。Scalia判事は、憲法のコモン・ロー的な解釈は、民主的に採択された条文の解釈方法ではないとする。⁽¹²⁾

2 Textualismの具体例

制定法の解釈に当たって、米国において、よく取り上げられ最初に挙げられる例が、公園の「車両」の問題である。これは、1958年にハーバード・ロー・レビュー誌上で行われた法実証主義者の英国のオックスフォード大学教授Hartと自然法理論主義者の米国のハーバード大学教授Fullerとの討論で挙げられた有名な公園の「車両（vehicle）」の仮想事例の問題である。⁽¹³⁾この事例について、Scalia判事も論じているのでここで検討する。

(1) 公園の「車両」の問題—開かれた構造

ア HartとFullerとの討論

Hartが挙げたのは、「いかなる者も車両（vehicle）を公園に持ち込むことを禁ず」（下線筆者）とする規則があった場合、この単純な規則であっても開かれた構造になっているとし、この規則のコアの部分は、自動車であるが、半影（penumbra）が存在するとした。すなわち、Hartによると、「車両」の通常の意味は、「自動車」であるが、この規則の目的が子供を含め公園の平和であるとする、「車両」に「電気で動くおもちゃの自動車」も含まれるのではないかと検討せざるを得ないこととなるとしている。⁽¹⁴⁾

(9) スカリア・前掲法解釈31頁

(10) スカリア・前掲法解釈31頁

(11) スカリア・前掲法解釈31～32頁

(12) スカリア・前掲法解釈54頁

(13) この詳細は、Frederick Shauer, “A Critical Guide to vehicles in the park”, New York University Law Review October, 2008, at 1109を参照されたい。

(14) Hartは、後に有名な著書である『法の概念』でもこの仮想事例について言及している（長谷部恭男訳『法の概念』（筑摩書房、平成26年）208～209頁）。

これに対し、Fullerは、もし愛国者たちが、戦没者追悼の意を込めて、完全な状態で稼働する軍用トラックを公園内の台座に「展示」しようとしたらどうだろうか、と問いかけた。Fullerは、軍用トラックは、通常用語の意味で考えた場合、「車両」に含まれるが、トラックが規則の適用範囲内にあるかどうかは、その規則のより深い目的を考慮しなければわからないと反論した。すなわち、Hartのいう「コア」も当該規則の目的を検討しないと決定できないと反論したのである。

そもそもHartが上記のような仮想事例を挙げて論じたのは、「裁判が先、ルールが後」とするリアリズム法学に対し、半影部分で争点となる問題をあたかも法律の適用を代表するものとしてとらえることに対する批判であったと考えられる。⁽¹⁵⁾これに対し、Fullerは、Hartが単語一つでルールが分かると誤解していたようで、ルールの目的を検討しないとルールの意味がわからないと批判したものである。⁽¹⁶⁾このように両者の議論は、すれ違っているものの、制定法の解釈のあり方についての重要な対立を示している。⁽¹⁷⁾

イ Scalia判事の見解

Scalia判事は、上記仮想事例に関心をもち、有名な『Black's Law Dictionary』という法律用語辞典の編者であるGarnerとの共著の2012年出版の『Reading Law』⁽¹⁸⁾において論じている。Scalia判事は、「車両」のさまざまな辞書上の定義を検討し、そのどれもが法規にぴったりとは当てはまらないとしている。「我々の見解では、適切な口語的な意味

(すべてが辞書に載っているわけではない)は、単に、大きな車輪のついた乗り物（電動のあらゆる大きさのものとは対照的）である。」（下線筆者）とし、したがって、Scalia判事らは、この規則を自動車、ゴルフカート、モペット、そして（おそらく）セグウェイには適用するが、「飛行機、自転車、ローラースケート、おもちゃの自動車」には適用しないとする。⁽¹⁹⁾

これに対し、Eskridgeは、「私は、立法府の視点と、その法律を生み出した政治文化から、その法律の目的が何であったかを理解することなしに、判事が車両禁止法の解釈上の疑問に答えようとする自体がおかしいと思う。例えば、市議会は、モータースクーターだけでなく自転車に乗った子供たちが、高齢の公園来訪者や小さな子供たちに衝突し、傷害を負わせているという苦情に対応したのかもしれない。…これが条例の立法背景であったとすれば、その目的は、特に市営公園を利用する高齢者や幼児の公共の安全を確保することにあつた。」⁽²⁰⁾と批判している。

すなわち、Scalia判事が「車両」の辞書的な意味を検討し「大きな車輪のついた乗り物」として当てはめをしたのに対し、Eskridgeは、条例が禁止している目的が交通の安全確保か公園内の平穏の確保かという目的を明らかにしないと、何が「車両」に当たるかを決定できないとするものである。

(2) 死刑の問題—原意主義

前記（第2の1(3)）のとおり、Scalia判事は、憲法の解釈については、憲法が制定された当時の原意

(15) Shauer, supra., New York University Law Review October, 2008, at 1110

(16) Id., at 1119. 以上は、濱真一郎『ハート対ドゥオーキン論争のコンテキスト』（成文堂、令和2年）79～98頁でも論じられている。

(17) Eskridgeは、この仮想事例を素材として、“Interpreting Law” (Foundation Pres, 2016) と題する解釈論の入門書を出版している。

(18) Antonin Scalia & Bryan A. Garner, “Reading Law: The Interpretation of Legal Text” (Thomson/ West, 2012)

(19) Scalia & Garner, supra., Reading Law, at 37-38

(20) Eskridge, “Reading Law: The Interpretation of Legal Texts. by Antonin Scalia and Bryan A. Garner.”, Columbia Law Review Vol.113 (2012), at 560-561

(original intent) に基づき解釈すべきとする。その例として、Scalia 判事は、死刑が米国憲法修正 8 条の「残虐な刑罰」に当たるかをその例として挙げている。⁽²¹⁾

2015年の Glossip 事件最高裁判決⁽²²⁾において、多数意見 (Alito 判事執筆) は、薬物であるミダゾラムの使用が苦痛を伴うもので修正第 8 条に違反するという原告の主張について、その正当性を立証できなかったとしたが、Scalia 判事は、多数意見に同調する意見を書いている。Scalia 判事は、「アメリカ合衆国の歴史において、最高裁が死刑を明確に認められないと示唆したことは一度もない。理由は明白である。憲法が明確に想定しているものを違憲とすることは不可能だからである。」として、原意主義の考え方にに基づき、死刑は修正 8 条に反しないとしている。

3 Textualism と解釈規則

ところで、米国の裁判実務においては、解釈規則 (canon) がよく判決で引用されその根拠とされている。また、米国においては、制定法の解釈論が法科大学院での重要な科目となっていて、分厚いケース・ブックも出版されているが、このようなケース・ブックでも様々な解釈規則が検討されている。

このように米国では、制定法の解釈に当たり解釈規則が重要であるので、Textualism とこの種の解釈規則との関係が問題となる。

Eskridge によると、そもそも解釈規則には、以下で論じるとおり、「テキスト的規則 (textual canon) と「実質的規則 (substantive canon)」の 2 種類があるといわれている。⁽²⁴⁾

テキスト的規則というのは、テキストに基づく規則であり、テキストの意味を言語学、意味論及び文構造によって評価する際の指針となる規則である。これに対し、実質的規則とは、テキストとは離れた規則であり、一定の政策目標を示すものや判例などで示された法令の解釈のあり方についての規則である。

(1) テキスト的規則

テキスト的規則には、①狭義の言語規則、②文法規則 (grammar canon)、③構造規範 (structural canon) とがある。⁽²⁵⁾

ア 狭義の言語規則

狭義の言語的規則は、ラテン語で表記される場合が多い。

- ・ ejusdem generis (同類語解釈則)：一般的な単語やフレーズが具体的な事項のリストに続く場合、その一般的な単語やフレーズは、リストに記載されている事項と同じ種類の事項のみを含むと解釈されるとの規則である。
- ・ noscitur a sociis：「ある用語はその同類によって分かる。」すなわち、グループ内のリスト内の単語やフレーズが不明確な場合、その意味は、グループ内の他の単語によって決定されるべきであるとする規則である。上記「ejusdem generis」とほぼ同じ意味である。第 4 の 3 の Sweet Home 事件最高裁判決で問題となった。
- ・ inclusio [expressio] unius est exclusio alterius：「あるものへの明確な言及は、暗に他のものを除外する。」FBAR (外国銀行口座報告) の過失による民事罰の罰金額が争われた 2023 年の Bittner

(21) Breyer 判事との対話ビデオ (A Conversation on the Constitution: Judicial Interpretation https://www.youtube.com/watch?v=5VNRxF_9VU8)

(22) Glossip v. Gross, 576 U.S. 863 (2015)

(23) 例えば、William N. Eskridge ed.et al., “Cases and Materials on Legislation and Regulation : Statutes and the Creation of Public Policy 7th ed.” (West Academic, 2025) が代表的なものである。

(24) Eskridge et.al. supra., Legistletion, at 275

(25) Eskridge et.al. supra., Legistletion では、この分類は明確でないが、Eskridge ed.et al., supra., Cases and Materials では、①Maxims of Word Association, ②Grammar canons, ③Structural Canons に分類している。

事件最高裁判決で問題となった。⁽²⁶⁾

- ・ pet fish : 2つ以上の単語の束をそれらの単語の集合と分離して異なる意味と解釈してはならないとの規則である。

2014年のCastleman事件最高裁判決で、「家庭内暴力 domestic violence」の解釈に当たり、「violence」単体の意味とは異なるとした。⁽²⁸⁾

イ 文法規則

- ・ last antecedent (最終先行語規則) : 文法的な文構造において、直前にある語句(先行詞)が修飾語の対象となるとする規則である。

2016年のLockhart事件最高裁判決で、連邦刑法2252条b項2号が、児童ポルノ所持罪について「未成年者又は被後見人に対する加重性的虐待、性的虐待、または虐待的性的行為に関する州法に基づく前科」(下線筆者)を有する場合最低10年の懲役刑が科されるとの規定の下線分が、最初の「加重性的虐待」にだけ係っていて、後二者には係っていないとして、未成年者に対する前科を有しない者もこの規定が適用されるとした。⁽³⁰⁾

- ・ Absurdの法理 : 明白に馬鹿げた結果とならない限り、通常用語の意味や文法に従って解釈すべきとする「Golden Rule (黄金律)」と裏腹の関係にある規則である。Scalia判事は、Absurdの法理については認めている。⁽³¹⁾

ウ 構造規則

米国の連邦最高裁は、しばしば制定法の解釈は、包括的な取組み (holistic endeavor) であるとして、条文のテキストの解釈に当たり、当該テキスト

を規定している制度の仕組みから解釈すべきとしている。これは、「全体的考察規則 (whole act rule)」とも呼ばれていて、連邦及び州の裁判所で一般的に用いられている規則である。⁽³²⁾

この規則の一つとして、surplusage (余計な言及) 規則がある。これは、制定法の解釈に当たり、無駄がないように解釈すべきとの規則である。第4の3のSweet Home事件最高裁判決や第4の5のYates事件最高裁判決で問題となった。

しかし、これに対しては、最近では、議会が無駄と思われる規定であっても、ベルトをしていても安全のためにサスペンダーをしている「ベルトとサスペンダーの喩え」で表現されているが、二重の安全策ということで立法しているとの指摘がなされている。⁽³³⁾

(2) 実質的規則

実質的規則は、解釈に当たって一定の政策目標を掲げる「政策的規則」と判例などで示された法令の解釈のあり方についての「補助的規則」がある。

ア 政策的規則

実質的規則のうち政策的規則としては、①寛容の原則 (the rule of lenity)、②Charming Betsy原則、③違憲判断回避の原則、④遡及効に対する推定、④主権免責、⑥インディアン規則などがある。

①の寛容の原則とは、罰則を科す法令は、政府に対して『厳格に解釈』され、個人に対して有利に解釈されるとの原則である。前記(1)アの2023年のBittner事件最高裁判決でも問題となったが、⁽³⁴⁾Gorsuch判事は、この原則をも根拠とした。しか

(26) Bittner v. United States, 598 U.S. 85 (2023). 本判決の詳細は、拙稿「米国における外国銀行口座報告義務制度と判例の動向」日本大学法科大学院法務研究21号 (令和6年) 38-41頁を参照されたい。

(27) スカリア・前掲法解釈43頁

(28) Eskridge, "The Pet Fish Canon", Journal of Law & Policy Vol.33 Issue 1 (2024), at 4

(29) Lochhart v. U.S. 577 U.S. 347 (2016)

(30) Eskridge et.al, supra., Legistletion, at 230-231

(31) Scalia判事は、刑務所の過密収容が問題となった2011年のPlata事件最高裁判決 (563 U.S. 493) における反対意見で、多数意見をAbsurdであるとして批判している。

(32) Eskridge et.al, supra., Legistletion, at 237

(33) Ethan J.Libbe & James J.Brundney, "The Belt-and-Suspenders Canon", 105 Iowa Law Review (2020), at 735

(34) 拙稿・前掲日本大学法科大学院法務研究21号40頁

し、多数意見の他の判事達は、この原則に採用については留保している。

②の Charming Betsy 原則というのは、「議会議法の解釈は、他の解釈の可能性が残されている場合には、決して国際法に違反するように解釈されるべきではない」との原則であり、⑥のインディアン規則とは、インディアンを扱う法令は、インディアンに有利に解釈されなければならないという原則である。

Textualism に対する批判の一つとして、Textualism の考え方と実質的規則とは相容れないのではないかというものがある。この点、Scalia 判事の考え方も揺れており、基本的には、実質的規則の採用には慎重であるが、⁽³⁵⁾ 実質的規範のうち「寛容の法理」については用いることができるとしている。⁽³⁶⁾

この点、Barrett 判事が最高裁判事に就任する前の論文で⁽³⁷⁾ 詳細な検討を加えている。Barrett 判事は、実質的規則として、上記6つを挙げた上、憲法的価値と結びついている実質的規則であれば、Textualism においても有用としている。⁽³⁸⁾

イ 補助的規則

ところで、Eskridge によると、最高裁判例において、判事達が最近よく用いている規則として、「吠えない犬の規則 (dog-didn't-bark canon)」と「ネズミの穴の象の規則 (elephants-in-mouseholes canon)」があるとしている。⁽³⁹⁾

(ア) 吠えない犬の規則

吠えない犬の規則は、「Sherlock Holmes canon」

とも呼ばれているが、アーサー・コナン・ドイルのホームズ・シリーズの内の「銀星号事件 (Silver Blaze)」で、競走馬が盗み出されてときに番犬が吠えなかったという事実からホームズが犬がよく知っている者による犯行であるとして犯人を推理したことをヒントに提唱されている規則である。すなわち、議会が立法に当たり分かっているのにあえて沈黙しているとして、立法の意図を導き出そうとする解釈規則である。⁽⁴⁰⁾

Chevron 原則の法廷意見を執筆したことで有名な Stevens 判事がこの規則を多用しているが、Scalia 判事や Thomas 判事はこの規則に依拠すべきでないとしている。典型例が、1991年の Chisom 事件最高裁判決である。⁽⁴¹⁾ これは、人種に基づく差別的な投票慣行を禁止する投票権法2条が、ルイジアナ州最高裁の選挙にも適用されるとして、アフリカ系の米国人である Chisom がルイジアナ州を被告として提起した訴訟である。多数意見である Stevens 判事は、投票権法の立法経緯を検討した上、同法が司法選挙に適用されないとは規定していないことは、司法選挙を排除する趣旨ではないとして投票権法2条が適用されるとした。もっとも、多数意見は、同条違反の立証がされていないとして原審に差し戻すとした。これに対し、Scalia 判事は、反対意見を述べたが、立法経緯を考慮すべきでないとした上、多数意見が採っている「吠えない犬の規則」については、「確かに犬が眠っていたが、制定法は法である」として妥当しないとしている。⁽⁴²⁾

(35) スカリア・前掲法解釈43頁

(36) Scalia 判事は、第4の2の Smith 事件最高裁判決における反対意見で適用されるとしている。

(37) Amy Coney Barrett, "Substantive Canons and Faithful Agency", 90 Boston University Law Review (2010), at 109

(38) Id., at 181-182

(39) Eskridge et al. supra. Legislation, at 284

(40) Id.

(41) Chisom v. Roemer, 501 U.S. 30 (1991)

(42) Eskridge et al. supra. Legislation, at 285

(イ) ネズミの穴の象の規則

一方、「ネズミの穴の象の規則」は、2001年の American Trucking Association 事件最高裁判決⁽⁴³⁾において、多数意見を執筆した Scalia 判事が提唱したものである。これは、大気清浄化法が環境保護庁 (EPA) に国家大気質基準 (NAAQS) を設定する権限を委任した規定が委任禁止の法理 (non-delegation doctrine) に反するかが問題となった事件である。Scalia 判事は、多数意見において、大気正常化法109条b項が具体的な指示の下に委任しているとして、委任禁止の法理に反しないとしたもの、NAAQSを設定する際、EPAが実施コストを評価する権限を有するかどうかについて、議会は「規制スキームの根本的な詳細を曖昧な表現や付随的な規定で変更しない—言い換えれば、象をネズミの穴に隠すようなことはしない。」として、そこまでの権限は付与していないとした。⁽⁴⁴⁾

この規則は、保守派の Thomas 判事や Gorsuch 判事だけでなく、リベラル派の Kagan 判事や Sotomayor 判事も用いている。⁽⁴⁵⁾

第3 最高裁判事と Textualism

次に、現在の連邦最高判事の構成とこれらの判事達のうち Textualism に立っている判事達について明らかにする。また、Textualism に批判的な見解も紹介する。

1 最高裁判事の構成

最高裁は長官を含め9人の判事がいるが、下記のとおり、現時点(2026年1月)で保守派が6名でリベラル派が3名といわれている。

(保守派)

- ① Roberts 長官 (Bush 任命, 2005年)
- ② Thomas 判事 (Bush 任命, 1991年)
- ③ Alito 判事 (Bush 任命, 2006年)

- ④ Gorsuch 判事 (Trump 任命, 2017年)
- ⑤ Kavanaugh 判事 (Trump 任命, 2018年)
- ⑥ Barrett 判事 (女性, Trump 任命, 2020年)

(リベラル派)

- ① Sotomayor 判事 (女性, Obama 任命, 2009年)
- ② Kagan 判事 (女性, Obama 任命, 2010年)
- ③ Jackson 判事 (女性, Biden 任命, 2022年)

※年号は、就任年である。

現在の最高裁判事のうち Kagan 判事を除いていずれも巡回裁判所の判事を経験している、同判事から最高裁判事への指名を受けている。

なお、米国の最高裁判事には定年はなく、終身制である。

2 Textualist の判事達

保守派の判事は、Roberts 長官を始め6名の判事達は、全員 textualist である。ただ、同じ textualist といっても、それぞれ個性があり、違いがある。

(1) 最古参の Thomas 判事は、黒人であるが、苦学の末、法曹を志し、巡回裁判所判事を経て、最高裁判事に就任している。

憲法の解釈については、Scalia 判事と同様、原意主義を採っている。また、先例拘束性に批判的な立場である。

(2) Roberts 長官は、法曹になった後、司法省高官や巡回裁判所判事を経て最高裁長官に就任している。保守派であるが、最高裁の権威を維持しようとする考えが強く、時として中道的な立場に立つこともある。

(3) Alito 判事も、法曹になった後、司法省高官や巡回裁判所判事を経て最高裁判事に就任している。Alito 判事は、18世紀の英国の思想家である Burke の提唱した保守主義を信奉していると言わ

(43) Whitman v. American Trucking Associations, Inc., 531 U.S. 457 (2001)

(44) Eskridge et al. supra. Legislation, at 285

(45) Id., at 286

れていて、急激な社会の変化に警戒を示す立場である。

- (4) Gorsuch 判事は、両親が共和党系の政治家の家庭で育ち、大学卒業後一時作家として活動していたが、その後法曹を志したとの異色の法律家である。実務経験を経て、司法省高官、巡回裁判所判事から最高裁判事に就任している。

Gorsuch 判事は、行政国家に批判的であり、議会が広くその立法権を行政機関に委任することを認めている法理（委任禁止の法理）に反対する立場であり、最近、法による規制が過剰であると主張する著書⁽⁴⁶⁾を発表している。

- (5) Kavanaugh 判事は、法曹になった後、巡回裁判所判事を経て、最高裁判事に就任している。Kavanaugh 判事は、最高裁判事に就任以前から Chevron 原則に批判的で、特に Chevron 原則の Step 1 に強い疑問を示している。これは、第 4 の 4(2)アで述べている Kazmann 判事の著書に対する書評⁽⁴⁷⁾で示されている。これは、Kazmann 判事の主張する目的主義（purposism）に対して批判するものであるが、Loper Bright 事件最高裁判決の多数意見でも引用され、同判決の多数意見に大きな影響を与えたと考えられる。

Kavanaugh 判事は、Kazmann 判事が法律が二義的な場合には特に立法資料を検討することが重要であると述べていることにに対し、法律が明確であるか二義的（ambiguous）であるかの決定が難しく解釈者の主観に委ねられることが多いとし、法律が明確であるか二義的であるかを問題とすることなく、法律の最良の読み方（best reading）を判断すべきであると主張している。

- (6) Barrett 判事は、女性であるが、法曹になった後、Scalia 判事のロー・クラークをしたりした

後、Notre Dame 法科大学院の教授などを経て、巡回裁判所の判事となり、最高裁判事に就任している。リベラル派の Ginsberg 判事の後任として、Trump 大統領から指名された。敬虔なカトリック信者として知られている。Scalia 判事の忠実な後継者と目されていて、Textualism に立ち、憲法解釈では原意主義に立っている。

3 批判的見解

米国においては、制定法の解釈論が法科大学院での重要な科目となっていて、前記（第 2 の 3）のとおりに、分厚いケース・ブックも出版されている。さらに、我が国と異なり、米国においては、若手の研究者を含めこの分野での議論が活発で、判例の分析も進んでいて、Textualism についても賛成する学者と反対する学者との間で議論が戦わされている。賛成する学者の代表は、ハーヴァード大学教授の Manning であり、反対する学者の代表は、イェール大学教授の Eskridge である。Eskridge は、制定法の解釈に当たり、テキストだけではなく立法趣旨を重視する立場から一貫して批判している。

さらに、Eskridge は、最近の論文⁽⁴⁹⁾では、現在の最高裁判事達の採っている Textualism に対し、これまでの Textualism への批判を更に一歩進めている。すなわち、Eskridge によると、現在の最高裁判事達の採っている Textualism には統一性がなく様々な問題があるとし、特に Roberts コートの司法積極主義が、先例を軽視する傾向が強く法の支配に反するおそれがあると強く批判している。

筆者は、立法資料を尊重し趣旨解釈を重視する立場に立っており、そのようなことから Eskridge の考え方に共感を覚えている。

このほか、Scalia 判事と Bryer 判事の論争が有名である。Bryer 判事は、1994年から2022年まで最高

(46) Neil Gorsuch & Janie Nitze, 'Over Ruled: The Human Toll of Too Much Law' (Haper, 2024)

(47) Brett M. Kavanaugh, 'Fixing Statutory Interpretation', *Havard Law Review*, Vol.129 Issue 8 (2016), at 2118

(48) 多数意見30頁

(49) William N. Eskridge, "Textualism's Defining Moment", *Columbia Law Review* Vol.123, No.6 (2023), at 1611

裁判事を務めている。両判事による論争の主なものは、憲法の解釈のあり方に関するものであり、Scalia判事が原意主義に立つのに対し、Bryer判事は、動的解釈を提唱しており、前記（第2の2(2)）の死刑の問題について、Bryer判事は、死刑が修正8条に反するとしている。

第4 Textualismの最高裁判例への影響

Textualismの最高裁判例への影響について検討するが、ここで冒頭で述べたEskridgeらが提唱している「法解釈の実用的推論モデル」について説明した上で、具体的にTextualismの影響がある判例について検討する。

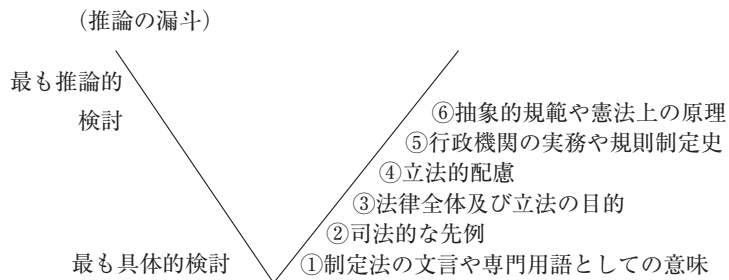
1 法解釈の実用的推論モデル

Eskridgeの主張する実用的推論モデル（a practical reasoning model of statutory interpretation）とは、1990年にEskridgeがFrickeyと共著の論文⁽⁵⁰⁾で提唱したモデルで、最高裁判決を分析するに当たり、文言主義や目的主義といった一元的な視点で判断している

のではなく、複数の考慮要素を検討しているとして提唱したものである。具体的には、下図となる。⁽⁵¹⁾

この図が「漏斗状」となっているのは、資料の確かさの度合いを階層で示していて、図の下部にある情報源は、より焦点を絞った具体的な検討が可能であることを意味し、より限定的な範囲の議論となるのに対し、図表の上部に移動するにつれ、より幅広い範囲の資料が利用可能になるが、その分検討がより具体的ではなくなることを意味している。⁽⁵²⁾さらに、解釈者はこの階層を上下に移動することにより検討を加えていて、これらの要素が相互に影響していることを示している。⁽⁵³⁾

これは、制定法の解釈が制定法の文言から出発して渦巻き（spairal）構造をしていることを意味している。⁽⁵⁴⁾条約法条約31条の解釈に当たっても同様の渦巻き構造があることが指摘されているが、別々の問題から出発して同じ結論に達したもので偶然の一致とは考えられない。法律の解釈のあり方についての本質的な議論に根ざしていると考えている。



(50) William N.Eskridge, Jr.& Philip P.Frickey, “Statutory Interpretation as Practical Reasoning”, 42 Stanford Law Review (1990), at 321. ただし、1990年論文とは、考慮要素が少し異なっている。

(51) Eskridge et alsupra., Legislation, at 206

(52) Eskridge et alsupra.Stanford Law Review, at 353-354

(53) Id.

(54) Eskridgeも、我々の推論が直線的で演繹的なものではなく、複数の価値観を比較検討して最も重視する価値観に照らして検討するといった螺旋状で帰納的であるとして（Id., at 348）、「推論の漏斗」を根拠づけている。

(55) 坂巻綾望「租税条約において定義されていない用語の解釈—OECDモデル租税条約3条2項は条約法条約における解釈規則の特別法か?—」国際取引法学会第7号（2022年）75頁

2 1993年Smith事件最高裁判決⁽⁵⁶⁾

(1) 事案の概要

本件は刑事事件である。被告人（Smith）は、麻薬と銃の交換をした。これが、連邦刑法924条c項1号麻薬取引犯罪中及び「関連して」の銃器の「使用（use）」に該当するかが問題となった。

※連邦刑法924条c項1号

「薬物密売犯罪の遂行中又はその関連において、銃器を使用した場合」には、特定の刑罰を科す旨規定している。

(2) 判旨

棄却（被告人敗訴）。6対3で意見が分かれた。保守派とリベラル派が入り乱れた判決である。多数意見を執筆したO'Connor判事は、連邦最高裁初の女性判事であり、保守派であるが、事件に即した判断を重視して中道的な立場を採ることもあった裁判官であった。

ア 多数意見

多数意見（O'Connor判事執筆）は、麻薬と銃の交換した行為も、連邦刑法924条c項1号の「使用」に当たるとした。多数意見は、まず、「使用」の辞書的意義から銃器を麻薬と交換する行為も含むとし、銃器の州際移転や銃器の輸出を含む連邦犯罪で「使用」された銃器の没収を規定している連邦法の別の条項が、「武器としてではなく、商取引の品目として」使用されることを明確に想定しているとし、「薬物の密売の遂行中」に伴う暴力と死亡のリスクを軽減するとの目的にも合致しているとし、「寛容の原則」を適用すべきでないとした。

イ 反対意見

これに対し、Scalia判事は、連邦刑法924条c項1号の「使用」を解釈するに当たり、辞書的な意味ではなく文脈で判断すべきとし、銃器の本来の使用を

意味しているとし、麻薬と銃の交換を交換する行為は、同号の「使用」に当たらないとの反対意見を述べた。

Scalia判事は、通常、道具を使用するということは、その道具を意図された目的のために使用することを意味するとし、誰かが「杖を使っているか？」と尋ねた場合、その人は、あなたが玄関に祖父の銀の持ち手のついた杖を飾っているかどうかを尋ねているのではなく、あなたが杖を使って歩いているかどうかを知りたいのであるとする。Scalia判事は、同様に、「銃器を使用する」という表現は、その独特な目的、すなわち武器として使用するということの意味するとして、麻薬と交換したことは「使用」に当たらないとした⁽⁵⁷⁾。また、連邦刑法924条c項1号の「使用」の意義は曖昧さがあり、刑事法規にこのような曖昧さがある場合には、「寛容の原則」に従うべきで厳格に解釈すべきであるとした。

(3) 検討

前記1の「推論の漏斗」を用いて分析すると、多数意見は、連邦刑法924条c項1号の「使用」の辞書的意義から出発し（漏斗①）、関連法規を参照し、同条c項1号の目的（漏斗③）などから広く解釈すべきであるとしたのである。

これに対し、Scalia判事は、連邦刑法924条c項1号の「使用」を通常の意味（武器としての使用）で解釈すべきである（漏斗①）と主張している。Scalia判事が決定的な理由としたのは、上記「使用」の意義に曖昧さがあることから「寛容の原則」を適用すべきである（漏斗⑥）としたものと考えられる。しかし、寛容の原則は、米国の判例において必ずしも支配的ではなく、反対意見にとどまったと考えられる。

(56) Smith v. U.S., 508 U.S.223 (1993)

(57) スカリア・前掲法解釈でも同様の見解を述べている（37～38頁）。

3 1995年 Sweet Home 事件最高裁判決⁽⁵⁸⁾

(1) 事案の概要

本件は、行政事件である。1973年絶滅危惧種法 (Endangered Species Act, ESA) 1538条a項(B)は、いかなる者も絶滅危惧種または絶滅危惧種に指定された種を「採取 (take)」することを違法としているが、同法9条a項1号(B)において、「採取 (take)」を「脅かす (harass), 危害を加える (harm), 追跡する (pursue) … 負傷させる (wound)」, または「殺す (kill)」ことを意味すると定義している。これを受けて、内務長官は、1975年の規則 (50 CFR § 17.3) で「危害」を「野生生物を実際に殺傷するまたは傷つけるような重要な生息地の改変または劣化」を含むと更に定義している。

これに対し、森林製品産業に依存する個人や団体 (Sweet Home) は、内務長官の発出した上記規則の文面上の有効性を争い、議会が規定した「採取 (take)」という用語が、直接的な殺傷のみであり、生息地の改変を含む意図はなかったとして訴訟を提起した。

(2) 判旨

破棄 (原告敗訴)。6対3で意見が分かれた。保守派とリベラル派が入り乱れた判決である。多数意見を執筆したStevens判事は、保守派の判事であり、第2の3(2)イ(ア)のとおり、1984年のChevron事件最高裁判決の法廷意見の執筆者でもある。

ア 多数意見

多数意見 (Stevens判事執筆) は、「危害を加える (harm)」に生息地の改変も含むとの内務長官の規則を合理的であるとし、その理由として、第1に、「害」の通常の意味は、絶滅危惧種または絶滅危惧種の個体に実際の傷害または死亡を引き起こす生息地の改変を自然に包含するとし、もし「害」が直接的な傷害だけでなく間接的な傷害も包含しないとすると、その用語は、ESA 3条が「採取」を定

義するために使用する他の言葉の意味と重複しない意味をもたないこととなる。

第2に、絶滅危惧種や絶滅の危機に瀕する種に対する包括的な保護を目的とするESAの広範な目的は、長官の定義の合理性を支持する。原告は、最小限の損害または予見不能な損害を引き起こす活動は、規則の解釈に従って法に違反しないと強い主張を提起しているが、その形式的挑戦は、長官の「損害」の理解があらゆる状況で無効化されることを要求することになる。

第3に、1982年に議会が、ESA 9条a項1号(B)が禁止する「採取」について、10条の許可の下で偶発的な採取 (take) を許すとしたことが議会が9条が意図的な採取だけでなく間接的な採取も禁止するものと理解していたことを強く示唆しているとした。

また、多数意見は、原審の採った *noscitur a sociis* の原則 (harmの意義が不明確であるとして、定義の中の他の用語によって決定されるとする。) の適用を否定し、また、*surplusage* の原則で、「harm」を直接的に危害を加えることと解釈すると余分な用語を付け加えたことになるとした。

イ 反対意見

これに対し、Scalia判事は、ESA 9条a項1号(B)の「harm」ではなく、そもそも1538条a項(B)「take」という用語に焦点を当てるべきとし、その用語の慣習法上の意味に依拠した。Scalia判事の慣習法上の意味は、法定定義で使用されている用語の通常の意味よりも狭かった。また、多数意見が根拠の一つとしている1982年の偶発的な採取についての改正については、生息地改変が許可の対象となる唯一の偶発的な採取ではなく、根拠とすべきでないとした。

Scalia判事は、多数意見意見に対し、「一度定義されてしまえば、『take』はあらゆる意味を失い、

(58) Babbitt v. Sweet Home Chapter of Communities for a Great Oregon, 515 U.S. 687 (1995). Eskridge ed., supra., Cases and Materials 7th ed. at 884

重要なのは定義だけであるという、法廷が安易に犯す魅力的な誤謬」を主張した。

また、Scalia判事は、定義に当たっての「harm」の解釈には、noscitur a sociisの原則を適用すべきとし、surplusageの原則については、「動物に毒を餌として与えること、唐辛子スプレーをを噴射することやその巣がある木を伐採すること」は間接的であるが、「harm」に当たるとした。

(3) 検討

多数意見は、「harm」の用語が生息地の改変も含み得るとの解釈から出発し（漏斗①）、行政機関による規則を尊重すべきである（漏斗④）とした。

これに対し、Scalia判事は、「take」との用語には生息地の改変も含み得ないとの解釈から出発し（漏斗①）、ESAの1982年の改正経緯を検討し（漏斗④）、さらに反対意見の冒頭で、「裁判所が、狩猟と殺害の禁止が私有地における生息地の保護を付随的に実現すると判断したことは、単に富裕層だけでなく、土地が国家の動物園用途に徴用される最も貧しい農民にまで、財政破綻に至る不公平を強いるものである。」と判示しているが、抽象的な政策判断をも根拠としている（漏斗⑥）。

本件におけるScalia判事の反対意見は、立法経緯や抽象的な政策判断をも根拠としていることから、同判事の標榜するTextualismの立場に沿わない面もあるが、多数意見と正面から向き合ったレベルの⁽⁵⁹⁾高い意見と考えられる。

4 2006年Murphy事件最高裁判決⁽⁶⁰⁾

(1) 事案の概要

本件は、行政事件である。X夫婦は、障害のある子供の親であるが、障害者教育法（the Individuals with Disabilities Education Act, IDEA）に関する訴訟で勝訴した後、子供が通っていた学校の教育委員会に対し、訴訟手続き全体を通じて支援を提供し

た専門家に支払った費用2万9,350ドルを支払うよう提訴した。

問題は、IDEA1415条(i)(3)(B)が専門家の費用を補償することを認め⁽⁶¹⁾かどうかである。

※障害者教育法1415条(i)(3)(B)

「裁判所は、同法に基づく訴訟で勝訴した親に対し、訴訟費用の一部として合理的な弁護士費用（reasonable attorneys'fees）を支払うことができる」（下線筆者）

(2) 判旨

ア 巡回裁判所判決

棄却（原告勝訴）。

巡回裁判所（Katzmann判事ら）は、問題となっている条項が「訴訟費用の一部として適当な弁護士費用」を求めることができるとし、専門家に対する費用を排除していないこと、専門家に対する費用を含めることが、IDEAの「障害のあるすべての児童が、その独自のニーズを満たし、就労と自立した生活の準備を目的とした特別教育と関連サービスを含む、無料の適切な公教育を受ける機会を確保すること」及び「障害のある児童とその親の権利を保護すること」の目的にもかなうとした。

Katzmann判事は、Textualismに批判的な裁判官⁽⁶¹⁾であり、2014年に刊行された『Judging Statutes』において、目的主義（Purposism）の立場から裁判における実際の解釈論のあり方を論じ、立法資料が法律の解釈に有用であることを主張している。また、Katzmann判事は、裁判長として本件に関与しているが、『Judging Statutes』において、IDEA制定の際の委員会告書が、「会議出席者は、訴訟費用に含まれる弁護士費用には、専門家証人の適当な費用および料金、および訴訟準備に必要であると認められるテストまたは評価の適当な費用が含まれることを意図している。」としていることを重視し、立

(59) Eskridge et al. supra, Legislation, at 208-209

(60) Arlington Central School District Board of Education v. Murphy, 548 U.S. 291 (2006)

(61) Robert A. Katzmann, 'Judging Statutes', (Oxford University Press, 2014)

法資料から「費用」には、専門家に対する費用も含まれるとしたと述べている。⁽⁶²⁾

イ 最高裁判決

破棄（原告敗訴）。6対3で意見が分かれた。保守派とリベラル派が入り乱れた判決である。

多数意見（Alito判事執筆）は裁判所は、「文言から出発し」、「その文言をその文言の条件に従って適用する」必要があると強調し、この規定は「妥当な弁護士報酬」の授与を規定しているが、その裁定に専門家の費用も含まれるべきであることを「ほめかす」ことさえないとして、「(同法の) 明確な条文を前にして」、専門家の費用を裁定することが同法の目的および立法経緯に沿うという両親側の主張を退けた。

これに対し、反対意見（Breyer判事執筆）は、この法律を解釈するにあたり目的論的アプローチを採用すべきとした。Breyer判事は、争点となっている「費用」という用語は「専門家の報酬の裁定も含む」と解釈すべきであると結論づけた。その理由は2つある。「第1に、議会がその表現によって意図したことはまさにそれである。第2に、その解釈は（法律で定められた）法律の目的をさらに推進するものである」。Breyer判事は、法案の立法経緯と、障害を持つ子供たちが質の高い公教育を受けられるようにするという法律の「基本目的」を、この法律の意図を解釈する主な根拠とした。「費用（cost）」という擁護が必ずしも明白でないとして、立法目的に沿って解釈すべきとしたものである。

(3) 検討

Esckridgeは、費用（cost）の意義が問題となった事件として英国の1992年のHart事件上院判決を挙げている。⁽⁶³⁾これは、私立学校の職員がその息子を⁽⁶⁴⁾低額で同校に通学させていた場合その低額部分が給

与となるかが争われた事案で、「福利厚生に供した費用」が当該学校での学生1人の平均教育費用（手数料を差し引いた額）になるのか、その所得は追加の学生1人の教育にかかる限界費用に相当し、通常は支払った手数料よりも少ない額となるかが問題となった。

上院は、議会での議事録（Hansard）を参照して、納税者の主張する限界費用であるとして納税者を勝訴させたのである。このように「費用（cost）」というのは、必ずしも明白な概念ではなく、解釈の余地があると考えられる。

多数意見は、1415条(i)(3)(B)の「弁護士費用」との文言に着目したのに対し（漏斗①）、反対意見は、同条項の「訴訟費用」との文言に着目し（漏斗①）、IDEAの目的を根拠とするものである（漏斗③）。⁽⁶⁵⁾

5 2015年Yates事件最高裁判決⁽⁶⁵⁾

(1) 事案の概要

本件は刑事事件である。Xは、商業漁師の船長としてメキシコ湾で操業中、連邦捜査官が海上検査を実施し、船の漁獲物に連邦の漁業保護規制に違反する72匹の小型赤スズキが含まれていることを発見した。連邦捜査官は、Xに対し、小型の魚を分離して保管するよう指示した。翌日に港で再び魚を測定したところ、小型の赤色グループは72匹ではなく69匹であることが判明した。乗組員の一人は、Xが乗組員に小型の魚を海に投げ捨てるよう指示したと述べた。これにより、Xは連邦刑法1519条に基づき起訴された。廃棄された魚が連邦刑法1519条の「有形物」に当たるかが争われた。

※連邦刑法1519条

連邦捜査を妨げる目的で「いかなる（any）記録、文書、又は有形物（tangible object）に故意に改変、破壊、損傷、隠蔽、覆い隠し、偽造、ま

(62) Katzmann, supra., Judging Statutes, at 83

(63) Pepper (Inspector of Taxes) v. Hart, [1993] A.C. 593. Esckridge ed., supra., Cases and Materials 7th ed. at 834

(64) Esckridge, supra., Legislation, at 351

(65) Yates v. U.S., 574 U.S. 528, 537, 544-46 (2015). Esckridge ed., supra., Cases and Materials 7th ed. at 686

たは虚偽の記載を行う」場合、罰金又は20年以下の懲役を科すものと規定している。

(2) 判旨

破棄（被告人勝訴）。5対4で意見が分かれた。保守派とリベラル派が入り乱れた判決である。多数意見を執筆したGinsburg判事は、リベラル派である。なお、Scalia判事は、反対意見に同調している。

ア 多数意見

多数意見（Ginsburg判事執筆）は、連邦刑法1519条の範囲内では、有形物とは「情報を記録又は保存するために使用されるもの」とであると判断した。

多数意見は、法定用語が明確かどうかは、その構成語の辞書定義のみに依存するものではないとし、むしろ、「法定言語の明確性または曖昧さは、[単に] その言語自体への参照によって決定されるのではなく、[その言語が使用される] 具体的な文脈、および法定全体としてのより広い文脈によっても決定されたとした。

さらに、多数意見は、連邦刑法1519条が金融詐欺を扱う法令の一部として制定されたこと、および同条項がタイトル18に位置することなどを根拠とした。

加えて、多数意見は、連邦刑法1519条の「有形物」がすべての物と解釈すると、同法1512条と重複することとなり、「私たちは、同じ法律の一部として近接して制定された条項を無意味（superfluous）にするような1519条の解釈を拒否する。」とした。

さらに、noscitur a sociis（第2の3(1)ア参照）を適用すると、「有形物」は「記録「又は文書」で始まる用語のリストの最後にあるため、あらゆる有形物を指すのではなく、情報記録又は保存に用いられる有形物のサブセットを特定して指すものと解釈

されたとしている。

多数意見は、連邦刑法1519条と同法1512条を重複していることとなり、surplusageの原則で1519条を限定解釈すべきとしたものである。

イ 反対意見

これに対し、Kagan判事は、文言を文脈で解釈すべであることには賛成した上で、連邦刑法1519条が「いかなる（any）」で始まっている点を重視し、また、noscitur a sociisが用語の通常の意味を否定することにはならないとしている。

また、Kagan判事は、多数意見が根拠の一つとしている surplusage の原則について、連邦刑法1519条が連邦政府の機関に対する規則であるのに対し、同法1512条が裁判所に対する規則であり、適用場面が異なるとし、最終的な法律に連邦刑法1519条と同法1512条c項1号の両方が含まれていたことは、二重の安全策（ベルトとサスペンダーの喩え）としての慎重さを反映していた可能性があるとし、surplusageの原則には反しないとしている。

さらに、Kagan判事は、「多数意見は、記録及び文書を情報を保存する物として特徴づけている。しかし、それと同じくらい、それらは情報を提供する物であり、したがって、審査の対象となる事項に関連する証拠として潜在的に役立つものである。」として、「有形物」を限定的に解釈すべきでないとしている。

Kagan判事が挙げている「ベルトとサスペンダーのアプローチ」について、Eskridgeは、立法に当たりこのような重複はあり得ることであり、だからこそ立法経緯を慎重に検討する必要があると指摘している。⁽⁶⁶⁾

(3) 検討

多数意見は、「有形物」との用語を文脈で判断すべきとし（漏斗①）、連邦刑法1519条の立法趣旨（漏斗③）や同条がSarbanes-Oxley法の一部として

(66) Eskridge, supra, Legislation, at 245

制定されたとの立法（漏斗④）から限定的に解釈すべきとする。

これに対し、反対意見は、「有形物」との文言解釈から出発し（漏斗①）、連邦刑法1519条の立法趣旨（漏斗③）から限定的に解釈すべきでないとするものである。

本件では、Ginsburg判事もKagan判事も趣旨解釈の立場に立っており、連邦刑法1519条の趣旨をどのように解釈するかの問題であり、非常に微妙な事件である。しかし、強いていうと、多数意見の方が相当と考える。確かにKagan判事が指摘するとおり、「有形物」の通常の意味は、広く解されているが、連邦刑法1519条がSarbanes-Oxley法の一部として制定されたとの経緯から同法1519条の「有形物」は限定的に解釈すべきと考える。

6 2020年Bostock事件最高裁判決⁽⁶⁷⁾

(1) 事案の概要

本件は行政事件である。Xは、Clayton郡に勤めていた地方公務員の男性であるが、ゲイが主催しているソフトボール大会に参加したことを理由に解雇された。これに対し、Xが、1964年に制定された公民権法7条に反するとして解雇が違法と争った。

巡回裁判所判決は、請求の不備を理由に却下した1審判決を支持した。

なお、本件には、類似の事件2件が併せて審理されている。これら2件は、いずれも原告請求を認めている。

※公民権法7条

「雇用主が、人種、肌の色、宗教、性別、または出身国を理由に、個人を雇用しない、解雇する、またはその他の差別を行うことは違法である（unlawful . . . for an employer to fail or refuse to hire or to discharge any individual, or otherwise

to discriminate against any individual . . . because of such individual' race, color, religion, sex, or national origin.」（下線筆者）

(2) 判旨

破棄差戻し（原告勝訴）。6対3で意見が分かれた。多数意見は、Gorsuch判事、Roberts長官と当時の4人のリベラル派の判事達である。反対意見は、Alito判事（Thomas判事が同意）とKavanaugh判事である。なお、併せ審理されていた2件はいずれも棄却（原告勝訴）された。

(a) 多数意見

多数意見（Gorsuch判事執筆）は、このテキストで、「sex」というのは、生物学的な男性と女性の区別ということは認めた上で、「because of」との文言に着目し、雇い主が、異性であれば問題にしない行為を同性であるとの理由で不利益に扱うのは、性別を理由とする差別に当たるとして解雇を違法とした。テキストの文言を操作するもので、「つぎはぎ（cut-and-paste）アプローチ」とも批判されている。⁽⁶⁸⁾

(b) Alito判事の反対意見

これに対し、Alito判事は、多数意見が、「海賊船（pirate ship）」であり、誤って「テキスト主義の旗を掲げて航海している」と非難し、テキストの意味は、1964年当時の国民にどのように認識されていたかを検討すべきとし、当時、一般には同性愛者は精神障害者として受け取られていて、同法7条に対象になるとは到底考えられていなかったとして、公民権法7条には反しないとされた。これは、「タイムマシン・アプローチ」と批判されている。⁽⁶⁹⁾

(c) Kavanaugh判事の反対意見

一方、Kavanaugh判事は、多数意見を文言主義（literalist approach）であると批判し、まず、第2

(67) Bostock v. Clayton County, Georgia, 140 S.Ct.1731 (2020). Eskridge ed., supra., Cases and Materials 7th ed. at 585.

(68) Eskridge, supra., Legislation, at 212

(69) Id. at 1574

の2(1)で論じた「公園の車両 (vehicle) の仮想事例」を挙げて、字義どおりではなく、制定時の通常に意味で解釈すべきとし、さらに、「裁判所は、フレーズの単語の意味だけでなく、フレーズの通常の意味に固執しなければならない」とした上、本件においては、「sex」という単語を単独で見るのではなく、「discriminate because of sex」というフレーズに焦点を当てるべきであるとし、「discriminate because of sex (性別による差別)」に discrimination because of sexual orientation (性的指向による差別) は含まないとした。

(3) 検討

本判決は、最高裁の textualist の判事達の間で、Textualism の考え方の違いが明らかとなった判例である。

Gorsuch 判事の多数意見は、問題となっている公民権法7条のテキストを切り張りして非常に技巧的に読む読み方である（漏斗①）。

Alito 判事の反対意見は、1964年当時の米国民の認識を検討すべきとするものであるが（漏斗④）、このような認識は、訴訟における証拠では現れていない外在的な資料に基づく判断である。

Kavanaugh 判事の反対意見は、公民権法7条のテキストを文言ごとに分解するのではなく、まとまったフレーズとして読む読み方であるが、「sex」という用語が公民権法が制定された1964年から変化がないとの前提に立っている。

これに対し、Esckridge は、Kavanaugh 判事のみならず3判事の意見は、「sex」との用語が、1964年には想定されない多様なものとなっていることを見落としておりと批判している⁽⁷⁰⁾。Esckridge によると、前記第2の2(1)アの「公園の仮想事例」でいうと、同事例が検討された時点では想定されなかった「セ

グウェイ」や「電動車椅子」が現れているが、想定されなかったものが現れたとの理由で「車両」から除外されるべきではない⁽⁷¹⁾。同様に、1964年時点での立法において、「sex」との用語は、単に生物学的な区別だけではなく、性的指向 (sex orientation) をも含む広い用語として認識されていたのであり、1964年の「sex」にその後の社会変化としてLBGTが含まれるようになったにすぎず、「sex」という用語の拡張解釈として、LBGTも含むと解釈すべきであったとしている。

7 2024年 Loper Bright 事件最高裁判決⁽⁷²⁾

(1) 事案の概要

X社は、大西洋ニシン漁を営むニュージャージー州に所在する家族経営の漁業会社であるが、Magnuson-Stevens 漁業保存管理法 (MSA) に基づいて、米国海洋漁業局 (NMFS) が規則で乱獲を防ぐための船上監視員を乗せることを義務づけているが、漁業者にその費用負担を義務づける規則が、MSAに反するとして訴えを提起した。

X社の負担額は、1日当たり710ドルであり、これは、X社の営業純利益の20%に相当する金額であった。

※16 U.S.C. 1853条b項

8号 計画の対象となる魚種の漁業に従事する米国の漁船に、1人以上のオブザーバーを乗船させることを義務付ける。漁業の保存および管理に必要なデータを収集することを目的として、ただし、当該漁船のオブザーバーの宿泊施設またはオブザーバーの職務遂行のための施設が不十分または危険であり、オブザーバーの健康または安全、または船舶の安全な運航が脅かされる場合、当該漁船にオブザーバーを乗船させる必要はない。」

(70) William N. Esckridge Jr. “The Meaning of Sex: Dynamic Words, Novel Applications, and Original Public Meaning”, Michigan Law Review Vol.119, at 1506-1507

(71) Id. at 1508

(72) Loper Bright Enterprise et al., Raimondo v. Secretary of Commerce et al, 603 U.S. 369 (2024). Esckridge ed. supra., Cases and Materials 7th ed., at 1193

14号 漁業の保存および管理のために必要かつ適切であると判断されるその他の措置、要件、条件および制限を規定する。

このように漁業保存管理法は、上記14号で米国海洋漁業局に規則制定権を認めていたのである。

※行政手続法706条

「決定に必要な範囲において、提示された場合、審査裁判所は、関連するすべての法律問題について決定を下し、憲法及び法律の規定を解釈し、代理行為の用語の意味又は適用可能性を決定する。審査裁判所は、以下のことを行う。…」

(2) 判旨

ア 巡回裁判所判決

1審の2021年連邦地裁判決⁽⁷³⁾は、Chevron原則の下、米国海洋漁業局の規則は有効であるとし、2022年巡回裁判所⁽⁷⁴⁾も、Chevron原則のStep 1を検討し、米国海洋漁業局が大西洋ニシン漁業者にオブザーバーの費用を要求できるかどうかは「完全に明確ではない (wholly unambiguous)」とした上、Step 2の検討に移り、漁業保存法の合理的な解釈であるとして規則を有効であるとした。

これに対し、X社が上告受理申立てをした。

イ 最高裁判決

破棄差戻し (原告勝訴)。6対3で意見が分かれた。多数意見は、保守派の判事達であり、反対意見は、リベラル派の判事達である。

(ア) 多数意見

多数意見 (Roberts長官執筆) は、まず、行政手続法706条を引用して、「同法706条は、『決定に必要な範囲において、また提示された場合には、審査裁判所は、すべての関連する法律問題を決定し、憲法および法令の規定を解釈し、機関行為の条項の意味または適用可能性を決定しなければならない』と指

示している。」(下線筆者)とし、これは、裁判所が法令の規定の意味を判断する際に独自の判断をしなければならないとするもので、「Chevronが省庁の行動を審査する裁判所に要求している敬意は、行政手続法と相容れないものである。」としている。

次に、多数意見は、2018年のWisconsin Central事件最高裁判決の判示を引用して、法令の文言が二義的であることは議会が行政機関に権限を委譲しているものではなく、二義的であるようにみえても、「あらゆる法令の意味は、制定時に確定している。」(下線筆者)のであると、「制定法の解釈の作業では、もし最善でなければ許されないのである (if it is not the best, it is not permissible).」としている。

(イ) 反対意見

これに対し、反対意見 (Kagan判事執筆) は、多数意見を非常に厳しく批判していて、裁判官が絶対であるかのように傲慢で、傲慢というだけではなく、傲慢に輪を掛けた「傲慢の二乗 (Hubris Squared)」であると強く批判している。

具体的には、議会が現実的な意味において、「法律制定時に「単一の最良の意味」を『確定』しているわけではない。」とし、それ故解釈の問題があり得ると判示している。さらに、行政機関がChevron原則で黙示的に委任しているのは、行政機関の政策的な判断に委ねる趣旨ということで、Chevron原則は政策の問題であるということで根拠付けられるとしている。

(3) 検討

ア Chevron原則

ここで問題となっているChevron原則というのは、1984年のChevron事件最高裁判決⁽⁷⁶⁾で採られた考え方で、Step 1で、争点に関して法律の文言が、

(73) 544 F. Supp. 3d 82, 107 (DC 2021)

(74) 45 F. 4th 359 (2022)

(75) Wisconsin Central Ltd. v. U.S., 585 U.S. 274 (2018)

(76) Chevron U.S.A., Inc. v. NRDC, 467 U.S. 837 (1984)

二義的なものであるかを決定し、Step 2で、行政機関によって採用された解釈（解釈規則）に含まれる行政機関の政策決定が、許容可能なもの又は合理的なものであるかどうかを決定するとする原則であり、裁判所が法律の解釈に当たり行政機関の制定する解釈規則に拘束されるとする原則である。我が国には、同様の法理はないが、米国では、法律の文言が二義的であるというのは、議会が法律を制定する際に行政機関の判断に委ねる黙示的な委任があるとして、裁判所が拘束されるとするものである。

ところが、最高裁は、2022年のWest Virgiana事件⁽⁷⁷⁾最高裁判決で、Chevron原則が妥当しない問題があるとし、「重大な問題の法理（Major Question Doctrine）」⁽⁷⁸⁾ということで議会による明示的な委任が必要であるとした。

本判決は、この「重大な問題の法理」を更に発展させて、そもそもChevron原則が妥当しないとしたものである。

イ 本判決の検討

まず、前記1の「漏斗の図」で分析すると、多数意見は、漁業保存管理法1853条b項が費用の負担について明示していないとし（漏斗①）、Chevron原則が採っている漏斗の図の②及び④を否定し、⑤の抽象的規範として、裁判所が法律の最終的な解釈者であるとの理由付けで判断している。これに対し、反対意見は、漏斗の図の②及び④を根拠としている。

多数意見の「あらゆる法令の意味は、制定時に確定している。」とか「制定法の解釈の作業では、もし最善でなければ許されない。」としているが、これがTextualismの考え方に基づいていると考えられる。Textualismの考え方は、テキストに基づいてきちんと読めば一義的に最善の唯一の読み方が確定されているとする。Chevron事件最高裁判決のstep 1というのはあり得ないとするもので、二義的

に読むのは、テキストに即して読んでいないからとするものである。

さらに、多数意見は行政手続法706条を根拠にしていて、同条の文言では確かに「すべての法律問題」となっているが、行政手続法が設定されたのは1946年で、Chevron原則を意識して立法されたものではない。したがって、行政手続法706条は多数意見の判示する意味を果たしてもっていただけかかどうかは、非常に疑問がある。また、Kagan判事も判示しているが、Chevron原則のstep 2では、裁判所も最終的にはその規則が合理的かどうか判断することになっていて、全面的に行政機関の判断に委ねているのではない。Chevron原則を採っても、最終的には裁判所がチェックするのであり、Chevron原則が行政手続法706条に反するとするのは、米国における解釈問題ではあるが、筆者としては、疑問をもっている。

第5 Textualismに対する評価—我が国へのインプリケーション

これまでの検討を踏まえ、Textualismが我が国へ与えるインプリケーションについて述べる。

1 解釈規則（canon）

我が国では、解釈規則が意識的に議論されることは少ない。しかし、次のとおり、我が国にもこのような例がないわけではない

(1) 言語的規則

我が国の法令用語は、内閣提出の法案がほとんどを占めていることから内閣法制局の定めている用語例によることが多い。典型的には、「その他の」と「その他」の使い分けである。「その他の」というのは、その前に出てくる用語が例示となっていて、「その他の」というのは、これらを包含する広い意味で用いられ、「その他」というのは、その前に出てくる用語と後にある用語とに特に例示の関係はな

(77) West Virginia v. EPA, 597 U.S. 697 (2022)

(78) 拙稿・租税研究2025年6月号188-189頁

く、並列であるとされている。⁽⁷⁹⁾これは、米国でいうと、「eiusdem generis」に近い用語の使い方である。

しかし、残念ながら我が国では、米国ほど精緻な言語的規則が発達はしていない。

(2) 実質的規則

租税法の分野で、実質的規則として、有名なのは、「疑わしきは納税者の利益に」とか「租税特別措置法などによる減免規定の厳格解釈」などである。前者は、米国いうと、寛容の原則に類似しているが、主に刑事事件における事実認定の法理であり、⁽⁸⁰⁾解釈原理ではないとされている。後者は、租税特別措置法などで特に認められた減免規定であることからできるだけその文言に忠実に解釈すべきことを意味しているが、趣旨解釈を排除するものでない⁽⁸¹⁾とされている。

このほか、最近の裁判例⁽⁸²⁾でよく引用される実質的規則として、「租税法は侵害規範(…)であり、法的安定性の要請が強く働くから、その解釈は原則として文理解釈によるべきであり、みだりに拡張解釈や類推解釈を行うことは許されない。⁽⁸³⁾」という規範である。筆者も、法律の解釈は、まずは法律の文言を重視すべきであり、文言解釈から出発すべきであると考えている。上記規範が、そのような意味であれば異論はないが、趣旨解釈によるべきでないとの含意が含まれているとすると異論がある。法律の解釈は、文言解釈だけで行すべきとの立場は、米国でいうと、「Literalism」となるが、現在米国でこのような立場を主張するものはない。第2の1(1)のとおり、Textualismは、制定法のテキストを

重視するが、Literalismではなく、文脈による解釈や趣旨解釈も認められるとしている。

我が国では、課税減免規定の適用が問題となっている租税回避の事案で、課税減免規定の文言だけで見ると減免が認められるが、その趣旨に反するような場合に、上記のようなLiteralismが主張されることがあるが、最高裁もこのような場合の趣旨解釈を認めている。

2 制定法の解釈のあり方

(1) 一般論

米国での議論を参考に我が国での租税法における解釈論を整理すると次のとおりと考えている。

- (i) まずは、制定法の文言から出発し、文言の「通常の意味」を検討すべきであるが、法令用語や専門用語として「通常の意味」と異なる場合もあり、問題となっている用語がそのような場合に当たらないかの検討をすべきである。
- (ii) 次に問題となっている文言が含まれている規定の文脈や関連する規定からどのように解釈すべきかを検討すべきである。
- (iii) さらに、当該規定の趣旨を検討すべきであり、当該規定の趣旨から(i)や(ii)の解釈が妥当するか、あるいは、別異に解釈すべきでないかの検討をすべきである。

なお、カナダなどは、規定の文言が明白(plain)な場合には、文言のみで解釈すべきで趣旨解釈によるべきでないとする「plain meaning rule」という考え方がある。筆者としては、このようなplain meaning ruleには問題があり、⁽⁸⁴⁾たとえ規定の文言が明白であるととみえる場合に

(79) 林修三『法令用語の常識第3版』(日本評論社, 昭和50年)17頁

(80) 金子宏『租税法第24版』(弘文堂, 令和3年)125頁

(81) 金子・前掲租税法第24版125頁

(82) 例えば、PGM事件についての東京地判令6・9・27(LEXDB:25621971)は、この解釈規範を用いて、法人税法57条2項において、「事業の継続」との文言がないことから、欠損金の引き継ぎに当たり事業の継続がない場合には同項が適用されないと解釈することは許されないとしている。

(83) 金子・前掲租税法第24版123頁。これは、最判昭48・11・16(民集27巻10号1333頁)や最判平22・3・2(民集64巻2号420頁)を根拠としていると考えられる。

(84) 拙稿「租税法における解釈のあり方」日本法学84巻4号(平成31年)1245~1246頁

も立法趣旨の検討が必要と考えている。

筆者は、文言解釈から出発するものの趣旨解釈を重視する立場であるが、趣旨の検討に当たり、恣意的に抽出すべきでなく、また単に立法担当者の意見に拘るのではなく、当該規定が立法された社会的背景なども十分に考慮すべきと考えている。

(2) 具体例

わが国の最高裁判例のうち文言解釈か趣旨解釈かが争われた例は、枚挙にいとまがないが、⁽⁸⁵⁾ そのうち通常用語の意味で解釈すべきか立法趣旨で解釈すべきかが激しく争われた判例として、F1カー事件・最高裁平成9年11月11日判決（判時1624号71頁）がある。これを「法解釈の実用的推論モデル」で検討することとする。

この事件では、物品税法の別表「課税物品表」の第2種の物品7号2にいう「小型普通乗用4輪自動車」の解釈が問題となった事件である。最高裁で3対2に意見が分かれたが、少数意見は、一般人の理解によれば、普通乗用自動車とは、人間を運搬することから得られる効用を主目的とするものであって、本件競争自動車のように本来的に人の運搬を目的とするものではなく、自動車競争を目的とするものは、「普通」乗用自動車に当たらないとする。これに対し、多数意見は、物品税法の趣旨を検討し、「普通乗用自動車」を「普通」「乗用自動車」と読むのである。すなわち、救急車等の特殊な用途の自動車でないとするのである。

本件では、そもそも「普通乗用自動車」との用語が「普通乗用／自動車」（少数意見）と「普通／乗用自動車」（多数意見）と二義的な解釈が可能だったのであり、「通常用語」の意味だけでは判断できず、立法趣旨の検討が必要であったと考える。そうすると、なぜ物品税法が「乗用自動車」のうちの「普通」に限るとしたのかを考えるべきであり、物品税法は、「乗用」に担税力を見だし、救急車な

どを除外する趣旨で、「普通」と限定したものと考えられる。前記第4の1の「推論の漏斗」を用いると、反対意見は、制定法の文言の通常の意味（漏斗①）にこだわったのに対し、多数意見は、制定法の文言が二義的であることに着目し、物品税法全体の目的を考慮したもの（漏斗③）と考えられる。多数意見が相当と考える。

第6 結び

以上、米国のTextualismを検討したが、制定法の解釈のあり方として、我が国にも非常に有意義な議論と考える。

筆者が本稿執筆に当たり特に印象に残ったのは、米国における「解釈論」の議論のレベルの高さである。我が国では、文言解釈か立法趣旨解釈かが争われることが多いが、そのような二元的な対立ではなく、米国では多元的な視点で議論されている。Textualismは、制定法の解釈に当たり、客観的な解釈を目指す立場である。筆者も法律の解釈における客観性の確保が重要と考えているが、Textualismが主張するようには、リベラル派の判事達も納得するような客観的解釈は容易ではない。

一方、前記第4の7(3)アで論じた「重大問題の法理」を採った2022年のWest Virgian事件最高裁判決の反対意見において、Kagan判事が「現在の法廷がテキスト主義的なのは、そうすることが自分たちに都合がいいときだけである。その方法がより広範な目標を挫折させることになる場合、『重大問題の法理』のような特別な規範が、テキストから逃れるためのカードとして魔法のように現れるのである。」⁽⁸⁶⁾（下線筆者）と批判しているが、現在の最高裁の保守派の判事達の採っているTextualismがそのような日和見的性格を有している可能性もある。

今後も、米国の最高裁判例の動向に注目したいと

(85) 拙稿・前掲日本法学84巻4号1241～1245頁において、租税法分野における代表的な判例を検討している。

(86) 拙稿・前掲租税研究2025年6月号189頁

考えている。